

生活支援

《個人が申請》他の支援策は事業専門です。唯一、生活に対応可能な支援策です。

- 休業等で生活できない
- 退職等で住宅を失う(かも)
- 児童手当を受給していれば
- 一律支給

借入	緊急小口資金(特例)	借入上限 10万円 (特別な場合 20万円) 据置期間:1年以内、返済期間:2年以内	①休業等により収入の減少があり、一時的な生計維持のために借入れが必要な場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。
借入	総合支援資金(特例)	借入上限 20万円 (単身者 15万円)/月 据置期間:1年以内、返済期間:10年以内	①失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難であるとみなす場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。
給付	住居確保給付金 <small>4月末~フリーランスも対象に!</small>	給付額 4万1千円~5万7千円 支給期間 原則3ヶ月	①離職・休業により著しい収入減。 ②離職の場合、2年以内かつ 65歳未満 であり、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下。
給付	子育て世帯給付金	給付額 1万円/児童1人につき	①児童手当を受給している世帯である。 ②所得制限限度額以上の特例給付ではない。
給付	特別定額給付金(仮称)	給付額 10万円/1人につき	①4月27日時点で住民基本台帳に載る者。 ②原則世帯主が申請。

申請 鎌ヶ谷市社会福祉協議会
新鎌ヶ谷2-6-1
平日 9時~17時
047-444-2231

申請 鎌ヶ谷市健康福祉部社会福祉課
新鎌ヶ谷2-6-1
平日 8:30~17:15
047-445-1286

詳細決定次第、該当世帯へ通知予定

郵送申請 鎌ヶ谷市役所より通知あり
電子申請 マイナポータル 総務省コールセンター
平日 9:00~18:30 03-5638-5855

休業補償

《事業主が申請》従業員、個人事業主、店舗が一時的な休業を行う際に補填される制度です。

- 子育て世代が臨時休校で仕事を休む
- 従業員に休業してもらう

助成	小学校休学等対応助成金	雇用者 助成額:労働者1人1日 8,330円 まで 助成率: 10/10 フリーランス助成額:1人1日 定額4,100円	臨時休校に伴い、子どもの世話をを行う労働者に通常とは別途有給休暇(資金全額支給)を取得させた場合。 ①臨時休校により、契約した仕事ができない。 ②これまで業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた。
給付	雇用調整助成金	助成額:労働者1人1日 8,330円 まで 助成率: 中小企業9/40-10/10 、大企業 4/5	①労働者に対して一時的に休業を行っている。 ②6ヶ月未満又は雇用保険未加入も対象。 ※解雇等の場合は、中小企業4/5、大企業2/3。

送付申請 学校等休業助成金支援金受付センター
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室
平日・土日 9~21時 0120-60-3999

申請 船橋ハローワーク
平日 8:30~17:15 湊町2-10-17
047-431-8287 (22#)

支払猶予

《事業主・個人が申請》支払猶予・減免に関して申請・問い合わせ可能です。

- 延滞金・税なしで支払先送り

猶予・減免	市税	鎌ヶ谷市総務企画部収税課 047-445-1164	国民健康保険等	鎌ヶ谷市民生活部保険年金課 047-445-1204	東京電力	0120-993-052	docomo	0800-333-0500
	県税	千葉県総務部税務課 043-223-2127	厚生年金保険	市川年金事務所(年金機構) 047-704-1177	東京ガス	0570-002-211	au	157または0077-7-111
	国税	成田税務署 0476-28-5151			水道局	047-445-1483	softbank	0800-170-4535

事業所家賃(テナント)においては、具体的な施策を与野党にて検討中。

資金繰り

《事業主が申請》当初3年間 金利ゼロ・無担保による借入金制度、事業者現金支給する制度です。

- 民間系金融機関から借入する
- メガバンク 地方銀行 信用金庫 信用組合
- 政府系金融機関から借入する
- 日本政策公庫 商工会議所 商工中金
- 事業継続を前提として給付される

担保力拡大	信用保証枠の拡大認定 危機関連保証・SN保証4号・5号	【危機関連保証】保証割合 100% 【SN保証4号】保証割合 100% 【SN保証5号】保証割合 80%	売上高:「近1ヶ月」及び「近1ヶ月+見込2ヶ月」が 昨対15%以上減 売上高:「近1ヶ月」及び「近1ヶ月+見込2ヶ月」が 昨対20%以上減 売上高:近1ヶ月が昨対5%以上減
金利	制度融資 金利と信用保証料を補助	千葉県 当初3年間 金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ 返済期間10年 据置5年 5月1日より開始	危機関連保証・SN保証4号・5号の要件と連動した 売上高の減少を満たすこと。 ※4年目以降は所定金利へ移行。
借入	新型コロナウイルス特別貸付	当初3年間 金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ 返済期間15年 据置5年	売上高:近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
借入	新型コロナウイルス対策マル経融資(商工会議所)	当初3年間 金利ゼロ・無担保 返済期間7~10年/据置3~4年 上限 1,000万円	売上高:近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
借入	商工中金 危機管理融資(商工中金)	当初3年間 金利ゼロ・無担保 返済期間15~20年/据置5年	売上高:近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
給付	持続化給付金	給付額: 法人 200万円以内 個人事業主 100万円以内	2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、 前年総売上-(前年同月比▲50%売上×12ヶ月) にて算出。(上限は左の通り。)
給付	千葉県中小企業 再建支援事業	給付額: 10万円~最大30万円以内	2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、 ①県内に賃貸事務所複数:30万円 ②県内に賃貸事務所1か所:20万円 ③県内に賃貸事務所がない:10万円
給付	鎌ヶ谷市経営支援給付金	給付額: 10万円	①市内中小企業者、小規模事業者、個人事業主 ②売り上げが前年同月比1/3以上減少 5月15日より開始

認定 鎌ヶ谷市民生活部商工振興課
新鎌ヶ谷二丁目6番1号 市庁舎2階
平日 9時~17時 047-445-1240

申請 千葉県 商工労働部経営支援課 金融支援室
千葉市中央区市場町1-1
平日 8:30~17:15 043-223-2707

申請 鎌ヶ谷市民生活部商工振興課
新鎌ヶ谷二丁目6番1号 市庁舎2階
平日9時~17時 047-445-1240

申請 日本政策金融公庫
千葉支店:千葉市中央区市場町1-1
(国民生活事業)043-241-0078
(中小企業事業)043-243-7121

申請 鎌ヶ谷商工会
南初富6-5-80
平日 8:30~17:15 047-443-5565

申請 商工中金千葉支店
千葉市中央区新町3-13
0120-542-711

電子申請 持続化給付金サイト
https://www.jizokuka-kyufu.jp/
平日・休日 9時~17時 03-3501-1544

電子申請・郵送申請
https://www.chiba-shienkin.com
平日・休日 9時~16時 0570-04-4894

申請 鎌ヶ谷市民生活部商工振興課
新鎌ヶ谷二丁目6番1号 市庁舎2階
平日9時~17時 047-445-1240

事業改革

《事業主が申請》コロナ以降、事業内容に変化・改善を加えていくための支援策です。

- 新規販路を開拓する
- 設備投資で対応する
- テレワーク・ITで対応する

補助	持続化補助金	補助額: 100万円以内 補助率: 2/3以内 コロナ特別枠 締切 5/15 非接触対策を含むこと	感染症の影響を乗り越えるために、 販路開拓等にかかる費用の一部を補助。 ※通常枠(補助額50万円)は常時公募中。
補助	ものづくり補助金	補助額: 1,000万円以内 補助率: 2/3以内 コロナ特別枠 締切 5/20	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な 設備投資費用の一部を補助。 ※通常枠(補助率:中小1/2、小規模事業者 2/3)は常時公募中。
補助	IT導入補助金	補助額: 450万円以内 補助率: 2/3以内 コロナ特別枠 締切 6月末	ITツール(ソフトウェア・サービス)導入費用の一部を 補助。特別枠はハードウェア(PC・タブレット) レンタルも対象。 ※通常枠(補助率:1/2)は常時公募中。

問合せ先 平日 9:30-12:00/13:00-17:30
全国商工会連合会 03-6670-2540
日本商工会議所 03-6447-2359

問合せ先 平日10:00-17:00
ものづくり補助金事務局 050-8880-4053
申請 中小企業生産性革命推進事業

問合せ先 平日9:30-17:30
サードステップ推進協議会 0570-666-424
WEB サイト